

野生生物の保護管理

野生生物課

1 絶滅のおそれのある野生動植物の保護

国内外の絶滅のおそれのある野生動植物を保護するために、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、国内外の希少動植物を指定し、その捕獲や譲渡を原則禁止しています。また、特に保護する必要性のある区域については生息地等保護区を指定し、生息に影響を及ぼす各種行為を規制しています。



ベッコウトンボ



ハナシノブ



ツシマヤマネコ

2 野生鳥獣の保護

鳥獣の保護繁殖を図るために、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区を指定しています。鳥獣保護区内では野生鳥獣の捕獲が規制され、土地の所有者は、鳥獣の生息・繁殖をするために巣箱などの施設を設置するなどの措置を受け入れる必要があります。また、必要に応じて鳥獣保護区内に特別保護地区を設定して、建物の設置、樹木の伐採、水面立など鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為を規制しています。

国指定鳥獣保護区 (平成19年11月1日現在)

保護区名	指定区分	面積	当初指定	対象鳥獣種	関係県
沖ノ島	集団繁殖地	97ha	昭和59年3月31日	オオミスズネトリ ヒメクワミツバメ カンムリウミスズメ	福岡県
和白干瀬	集団渡来地	254ha	平成15年11月1日	クロツラヘラサギ ミヤコトリ	福岡県
伊奈	希少鳥獣生息地	1,173ha	平成元年11月1日	ツシマヤマネコ	長崎県
男女群島	集団繁殖地	416ha	昭和48年11月1日	オオミスズネトリ カンムリウミスズメ	長崎県
霧島	大規模生息地	11,364ha	昭和53年11月1日	ホネシロ、エナガ コガラ、アオケラ ゴシロヤマトリ	宮崎県 鹿児島県
出水・高尾野	集団渡来地	842ha	昭和62年11月1日	ナベヅル オナヅル	鹿児島県
草垣島	集団繁殖地	21ha	昭和48年11月1日	オオミスズネトリ カワオドリ	鹿児島県



出水・高尾野: ツル集団渡来

3 ラムサール条約登録湿地

ラムサール条約とは、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」のことで、条約では湿地の保全や賢明な利用のために人々の交流や情報の交換、教育、普及啓発活動を進めることが決議されています。九州管内では、くじゅう坊ツル・タテ原湿原(大分)、蘭牟田池(鹿児島)、屋久島永田浜(鹿児島)の3ヶ所が平成17年11月に登録されました。



蘭牟田池

4 外来生物対策

生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律」により、アライグマ、オオクチバス、オオキンケイギクなど96種類(1科15属80種、平成20年1月1日現在)の動植物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取り扱いを規制しています。

環境省外来生物ホームページ
<http://www.env.go.jp/nature/intro/>



アライグマ



オオキンケイギク